

兵高教組

週刊杏々情報

2017年11月6日 18号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

人事は意欲を高めるように丁寧に 県教委は校長の意見具申を尊重し 校長は恣意的な異動はするな

現在、教職員の来年度人事に向けて、異動希望に関する説明が校長から職員に伝えられ始めています。高教組は、人事異動は、学校の教育計画と本人の「希望と承諾」を原則にすべきという立場から、県教委に「校長の意見具申の尊重」、「本人の希望尊重」や「事前の意向打診」を求めていいます。県教委は、内示日にいきなり本人に伝えるなどということのないように、本人や学校の状況の把握等を校長を通じて行い、「丁寧に」すすめるとしています。

しかし、学校現場から校長の教職員への対応について、時としてパワハラも伴った対応について、疑問と不安の声とが高教組に寄せられています。

こんなことを言っている校長はいませんか？

「異動希望調書と残留希望調書 の両方出せ」

計画交流対象者で異動希望のない人に対して、『異動希望調書』も出せと指示する校長がいます。県教委は、「同時に2枚出させる指導はしていない」としています。校長が、県教委の今後すすめる異動計画の俎上にあがつてきた時に備え、事前に本人の状況を把握しておくために先回りして提出させておこうとしているのなら、本人の残留希望の実現に努力する気がないことを校長自身がもらしているようなものです。2枚の書類提出を校長が強要することはできません。

「希望校名、校種、地域を聞かない」

異動希望のある人(初任者4年以上の人含む)が、希望を言おうとしたら聞くことを拒否する校長がいます。県教委は、従来より必ずしも希望通りになるわけではないが、校長が本人の希望を把握しておくようにとしています。

校長が本人の希望や状況を把握し、県教委に正しい情報を伝え、本人や兵庫の教育のためによりよい異動計画を立てることは当然の仕事です。そのために校長には教職員人事に関する意見具申権があります。（『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第36条「所属職員の進退に関する意見の申出」）

「初任は4年で絶対に異動だ」

一昨年度まで、初任者が機械的に4年目で異動させられることがありました。しかし本人が4年目だが2年生の担任なのでと1年の残留を希望し、学年団もぜひ残留してほしいとした事例もあります。年限が来ているからと機械的に異動を強制することは、本人の意欲や教育力向上にマイナスです。また、生徒にとっても学校にとってもプラスになりません。県教委は、絶対に4年で異動させることはしていません。

「人事の状況を県教委から 何も聞いてない」

1月末までは校長間で、それ以降は、県教委が、異動対象者の異動を進めていきます。その間に校長は来年度の校務運営を考え上で、誰が居るのかを把握する必要があり、内示まで一切県教委から知らされていない、ということはありません。県教委は校長に適宜に打診をしています。はっきりと校名を言われないまでも、地域や校種を聞かせられなければ、教員自身の通勤、生活や教育計画に支障が生じます。校長は丁寧に本人に伝えるべきです。

人事異動でのお悩みや心配事は
高教組まで一度ご相談ください。
078-341-6745 honbu@hyogo-kokyoso.com

あなたも、ぜひ高教組へ！